

建設業法施行令等の一部改正に伴う関係規程の改正について

- この度、建設業法施行令等が改正されたことに伴い、以下の規程を改正しております。

(1) 「監理技術者等の取扱いについて」

ア 監理技術者等の配置に関する金額基準を以下のとおり変更しております。

	改正前	改正後
監理技術者の配置が必要となる下請契約金額	4,500 万円 (建築一式は 7,000 万円)	5,000 万円 (建築一式は 8,000 万円)
主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額	4,000 万円 (建築一式は 8,000 万円)	4,500 万円 (建築一式は 9,000 万円)

イ 監理技術者等の専任配置の特例を追加しております。

詳細な要件等は本取扱い 4 の(1)をご確認ください。また、本項目の追加により様式 3 (人員配置計画書)を新たに設けましたのでご活用ください。

ウ 監理技術者等の専任配置の特例 (本取扱い 4 の(4)) について、複数の工事を同一工事とみなすにあたって書面による承諾を得ることとしております。この際に使用する様式 4 (監理技術者等の専任配置の特例に係る同一工事承諾願)を新たに設けましたのでご活用ください。

エ 営業所技術者等の現場技術者との兼務について新たに規定しました。詳細は本取扱いの 6 をご確認ください。

オ 余裕期間を設定した工事の監理技術者等について、手続きを以下のとおり簡略化します。

	改正前	改正後
工事開始日前日までの取扱い	監理技術者等の配置不要	配置不要 (変更なし)
上記期間に他の工事に従事する場合の提出書類	監理技術者等の兼任届 (本市の承諾は不要)	提出書類不要

(2) 「現場代理人の取扱いについて」

ア 現場代理人の兼任を認める工事の金額要件を以下のとおり変更しております。

	改正前	改正後
工事 1 件あたりの請負代金額	4,000 万円未満 (建築一式は 8,000 万円)	4,500 万円未満 (建築一式は 9,000 万円)

イ 監理技術者等の専任配置の特例を追加（「監理技術者等の取扱いについて」4 の(1)) したことにより、この場合の現場代理人の兼任要件を追加しております。詳細は本取扱い 2 の(2)のアをご確認ください。

ウ 余裕期間を設定した工事の現場代理人の取扱いについて、以下のとおりとします。

	改正前	改正後
工事開始日前日までの取扱い	配置が必要	配置不要
上記期間に他の工事への従事の可否	常駐を要しない期間とみなし、常駐を要しない工事を兼任可能	制限なく可能

(3) 「札幌市交通局工事等共同企業体取扱要綱」

○ 監理技術者の配置を要する場合及び監理技術者等を兼任で配置できる場合の金額要件を以下のとおり変更しております。詳細は本要綱第 7 条及び第 14 条をご確認ください。

	改正前	改正後
監理技術者の配置が必要となる下請代金額	4,500 万円 (建築一式は 7,000 万円)	5,000 万円 (建築一式は 8,000 万円)
主任技術者を兼任で配置することができる出資金額	4,000 万円 (建築一式は 8,000 万円)	4,500 万円 (建築一式は 9,000 万円)

■ 適用年月日

令和 7 年 2 月 12 日から施行します。